

被災者特別措置（入学検定料・入学料）の申請について

公立千歳科学技術大学では、被災地からの受験希望者に対して経済的支援を図るため、入学検定料および入学料免除の特別措置を実施します。

1 特別措置の対象となる入試

令和 8(2026)年 10 月入学試験および令和 9(2027)年 4 月入学試験

2 対象者

災害救助法適用地域（入学予定年月日から遡り 1 年以内に災害救助法が適用された地域）の災害により次のいずれかに該当し、本学に必要な書類を添えて申請し許可された者。

- (1) 主たる学資負担者が所有する自宅家屋が損壊（全壊・大規模半壊・半壊）した場合
- (2) 主たる学資負担者が死亡または行方不明の場合

※災害救助法適用地域については、日本学生支援機構のホームページを参照してください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/chiiki/index.html>

3 特別措置の内容

- (a) 入学検定料の免除
- (b) 入学料の免除

4 必要書類

- (a) 入学検定料の免除

①入学検定料免除申請書

※【学部入試】様式は本学ホームページ・受験生サイト・被災者特別措置からダウンロードしてください。(https://www.chitose.ac.jp/juken/for_victims/)

※【大学院入試】様式は本学ホームページ・大学院サイト・被災者特別措置からダウンロードしてください。(<https://www.chitose.ac.jp/gradschool/disaster-relief>)

②証明書類（コピー可）

- ・公的機関が発行する罹災証明書（上記 2 の（1）に該当する者）
※家屋の損壊状況（全壊・大規模半壊・半壊）がわかるものをご提出ください。
- ・公的機関が発行する死亡または行方不明を証明する書類（上記 2 の（2）に該当する者）

- (b) 入学料の免除

①入学料免除申請書 ※様式は入試広報課までお問い合わせください。

②家庭調書 ※様式は入試広報課までお問い合わせください。

③経済的理由により納入が困難である事情を認定するに足る志願者または当該志願者の学資負担者の市区町村長の所得に関する証明書（給与所得者については源泉徴収票）

- ④公的機関が発行する罹災証明書（入学検定料の免除申請時に提出している場合は、再度提出する必要はありません。）

5 申請方法

(a) 入学検定料の免除

- ・各試験種別の出願開始日の一週間前まで（消印有効）に、上記4の必要書類を提出してください。
- ・入学検定料が免除となる場合は、インターネット出願の際に専用ページから出願登録を行う必要があります。インターネット出願の専用ページについては、該当者にお知らせします。
- ・入学検定料の免除が許可されなかった場合は、本学が指定する期日までに入学検定料を納入する必要があります。

(b) 入学料の免除

- ・各試験種別の入学手続期間中に、上記4の必要書類を提出してください。
- ・この申請を行う場合は、入学料を納入しないでください。
- ・入学料の免除が許可されなかった場合は、別途通知します。その場合は、本学が指定する期日までに入学料を納入する必要があります。

6 問い合わせ先および申請書類提出先

公立千歳科学技術大学入試広報課

〒066-8655 北海道千歳市美々758 番地 65

TEL : 0123-27-6011（平日 8 : 30～17 : 00）